平成２２年（フ）第７９５号
京都市下京区室町通五条上る坂東屋町266番地　ロイヤルハイツ室町　603
債務者　菊永　浩二
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９４２号
京都市西京区上桂前田町21番地４　コキンマンション308号
債務者　迫田千代子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４３１号
大阪府羽曳野市西浦１丁目２番11号
債務者　末崎　友子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６９号
堺市中区土師町５丁２番３号　山田マンション２Ｂ、前住所堺市北区百舌鳥陵南町３丁205番地１　カーサ東口301号
債務者　濱口　悦子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４４３号
堺市南区茶山台２丁１番23―308号
債務者　柳　千佳子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５６４号
大阪府富田林市小金台１丁目10番21号　205
債務者　藤本　厚子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６３１号
堺市堺区浅香山町３丁５番18号　阪和ハイツ106号
債務者　米沢　惠子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６４３号
大阪府大阪狭山市西山台５丁目２番16―201号
債務者　岸本　厚子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６４６号
大阪府富田林市向陽台４丁目１番１―404号、前住所大阪府富田林市梅の里３丁目29番10号
債務者　赤尾　正成
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６５７号
大阪府柏原市今町１丁目２番13―303号、前住所奈良県大和高田市旭北町９番18号
債務者　桑江　潤二
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６５９号
堺市堺区甲斐町東６丁１番30―416号
債務者　佐々木　浩
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６６２号
大阪府河内長野市松ケ丘東町1487番地の２
債務者　西尾　幸子（旧姓岩本）
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６６５号
堺市堺区宿屋町西３丁１番20―703号
債務者　中山　　操
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６７１号
大阪府大阪狭山市半田６丁目1155番地の１303号
債務者　安藤　正樹
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６７４号
大阪府藤井寺市小山８丁目15番30号
債務者　上本　真弓
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６７７号
堺市東区野尻町379番地12
債務者　中條　義己
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６９２号
大阪府富田林市中野町１丁目656番地１Ａ―201
債務者　佐野　幸子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３９号
福岡県大川市大字中八院1365番地７
債務者　松藤　正則
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係